

令和 3 年

議会運営委員会記録

令和 3 年 2 月 1 7 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和3年2月17日（水曜日）
午前 9時30分 開会 午前10時30分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 克 己 議員	副 委 員 長	熊 谷 二 郎 議員
委 員	安 保 友 博 議員	委 員	猪 原 陽 輔 議員
委 員	赤 松 祐 造 議員	議 長	吉 田 武 司 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
企 画 部 次 長 兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦	総 務 部 次 長 兼 総 務 人 権 課 長	亀 井 義 和

◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について
令和3年和光市議会3月定例会の会期日程等について

特定事件9 その他議会運営に関することについて
議会報告会について

午前 9時30分 開会

○齊藤克己委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして、副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められております。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、令和3年3月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

今定例会につきましても、2月19日に開会すべく、12日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、報告が1件、人事案件が3件、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が7件、市道路線の認定が1件、補正予算が4件、新年度予算が7件の合計24件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○齊藤克己委員長 市長は公務のためここで退席いたします。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定として、令和3年和光市議会3月定例会の会期予定について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会についてであります。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和3年和光市議会3月定例会の会期予定についてを議題といたします。

提出議案は、報告1件、議案23件であります。

提出議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、報告第1号、和光市下水道事業会計予算繰越費の報告について説明いたします。

令和2年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち、建設改良費の汚水整備事業について地方営企業法第26条第1項の規定により、当該事業に係る予算を令和3年度に繰り越すものとし、同条第3項の規定により報告します。

次に、議案第1号、議案第2号及び議案第3号、和光市公平委員会委員の選任について一括

して説明いたします。

和光市公平委員会委員の山崎宏征氏、山下麻子氏及び樫沢利博氏の任期が、令和3年3月10日をもって満了となることから、引き続き山崎宏征氏、山下麻子氏及び樫沢利博氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算専決第5号については、新型コロナウイルスワクチン住民接種の実施に当たり、令和2年度中に必要な体制を準備するための経費を計上し、併せて繰越明許費及び債務負担行為を設定するものです。当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。

次に、議案第5号、和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和3年度からの3年を1期とする第2期国民健康保険事業計画を定め、被保険者が負担すべき国民健康保険税を算定し、税率等を改正するものです。主な改正内容としては、1人当たり保険税額を約7%増加させるものとなっております。

次に、議案第6号、和光市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、和光市青少年問題協議会の今後の在り方について、和光市青少年問題協議会検討委員会を設置、開催し、委員の人数や委嘱任命者等組織体制の見直しを行った結果を踏まえ、和光市青少年問題協議会条例の一部を改正するものです。

次に、議案第7号、和光市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、今後の公設公営保育所に関する方針に基づき、令和4年4月1日より、しらこ保育園を民設化するため、現在の条例から、しらこ保育園を削除する改正を行うものです。

次に、議案第8号、和光市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、保健センターの移転に伴う位置の変更と業務を現状の所管業務に合わせて変更するものです。

次に、議案第9号、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

介護保険法第129条及び介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う所要の改正を行うため、和光市介護保険条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、第8期和光市介護保険事業計画における介護保険料の改正第1号被保険者の保険料設定における基準所得金額の改正、税制改正における低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除及び個人所得課税の基礎控除等の改正となっております。

次に、議案第10号、和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

この条例は、令和3年度から学童クラブの運営について、地方自治法第244条の2第4項の規定により指定管理者の業務の範囲その他必要な事項の改正を行うため、この案を提出するものです。

次に、議案第11号、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたので、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の規定により、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、和光市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、和光市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、和光市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めるものです。

今回の改正では、全サービスにおいて、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用などについて新たな取組等を求めるほか、各サービスにおいて、人員配置基準の緩和や見直し、認知症介護基礎研修の研修事項の義務化等が改正の内容となっております。

次に、議案第12号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。

次に、議案第13号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,972万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400億2,480万5,000円とするものです。

主な歳入について説明いたします。

11ページをお開きください。

款14分担金及び負担金では、朝霞市からのごみ広域処理負担金を減額しております。

款16国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を増額するほか、特別定額給付金給付事業の完了により補助金を減額するなどしております。

款17県支出金では、ごみ処理広域化事業に対する埼玉県ふるさと創造資金を追加計上するなどしております。

款18財産収入では、基金運用利子額が確定したためそれぞれ増額しております。

款19寄附金では、まちづくり寄附条例寄附金を増額しております。

款23市債では、減収補てん債を追加計上するほか、対象事業費の変更等に伴いそれぞれ減額しております。

次に、主な歳出について説明いたします。

15ページをお開きください。

款2総務費では、市民文化センターの指定管理者に対する支援金を追加計上するほか、調査復興施設整備運営事業サービス購入料の減額などしております。

款3民生費では、過年度の国庫及び県支出金に係る返還金を追加計上するほか、特別定額給付金給付事業の完了に伴う事業費の減額などしております。

次に、23ページをお開きください。

款4衛生費では、朝霞和光資源循環組合設立に伴い委託料及び工事請負費の不用額を減額などしております。

25ページをお開きください。

款5労働費では、勤労福祉センターの指定管理者に対する支援金を追加計上しております。

款8土木費では、芝宮橋架け替え負担金や駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金の減額などしております。

29ページをお開きください。

款10教育費では、総合体育館の指定管理者に対する支援金を追加計上するほか、小・中学校におけるコンピューターネットワーク整備費の増額や事務機器等借上料の減額などしております。

33ページをお開きください。

款12諸支出金では、財政調整基金及び特定目的基金への積立金をそれぞれ増額しております。また、本年度中に終了が見込めない事業として広沢複合施設整備に係る事業など、計13事業について繰越明許費を設定するものです。

次に、議案第14号、令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,544万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億874万7,000円とするものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

歳入について、款6財産収入では、国民健康保険、財政調整基金における預金利子が確定したことから増額するものであります。

また、款7繰入金のうち一般会計繰入金では、各繰入金額が確定したため保険基盤安定繰入金を増額し、財政安定化支援事業繰入金を減額するものであります。また、基金繰入金では、歳出の諸支出金を増額したことにより、その財源として増額しております。

9ページ、10ページをお開きください。

歳出について、款6 基金積立金では、国民健康保険財政調整基金積立金を増額するものであります。

また、款7 諸支出金では、埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金の確定により償還金を計上しております。

次に、議案第15号、令和2年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,740万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ39億1,547万円とするものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

主な歳入につきましては、歳出に連動する形で、款2 国庫支出金、款3 支払基金交付金、款4 県支出金を法定負担に応じて減額しております。

款5 財産収入では、介護給付費準備基金の運用利子の確定に伴い増額しております。

款6 繰入金では、歳出に連動する形で法定負担割合に応じて一般会計繰入金を減額しております。

9ページから12ページをお開きください。

歳出について、款2 保険給付費では、サービス受給者数が見込みよりも減少したため、地域密着型介護サービス費用を減額しております。

款4 市町村特別給付費では、サービス受給者数が見込みよりも減少したため、食の自立、栄養改善サービス費を減額しております。

款5 地域支援事業費では、新型コロナウイルスの影響によりサービス受給者数が見込みよりも減少したため、介護予防生活支援サービス事業費を減額しております。

款7 保健福祉事業費では、新型コロナウイルスの影響によりサービス受給者数が見込みよりも減少したため、保健福祉事業費を減額しております。

款8 基金積立金では、保険給付費等の減額に伴い介護給付費準備基金積立金を増額しております。

次に、議案第16号、令和2年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,800万円を減額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ9億2,649万7,000円とするものであります。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入について、款5 市債では、起債対象事業の減額により区画整理事業債を減額するものであります。

また、款2 繰入金においては、区画整理事業費の減額に伴い一般会計繰入金を減額するものであります。

13ページ、14ページをお開きください。

歳出について、款2区画整理事業費では、補償・補填及び賠償金について、移転交渉に時間を要していることから年度内の移転完了が困難であるため、移転補償費及び損失補償費を減額するものであります。

なお、本年度中に事業終了が見込めない事業として区画道路築造整備事業について繰越明許費とするものであります。

次に、議案第17号、令和3年度埼玉県和光市一般会計予算について説明いたします。

令和3年度は、市の最上位計画である第5次和光市総合振興計画の初年度となります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、市税収入が大きく減少するなど、これまでに例を見ない大変厳しい財政状況ではありますが、まさに骨格的な予算となっております。予算編成に当たっては、選択と集中の考えの下、限りある経営資源を必要性、重要性の高い施策に配分するとともに、事業に合わせた基金の活用や市債を発行するなど、所要の財源を確保しております。

主な内容につきましては、公共施設マネジメント分野では、北エリアにおける広沢複合施設整備事業に係る経費、朝霞和光資源循環組合ごみ処理負担金及び白子3丁目に整備する新コミュニティ施設の駐車場整備費用などを計上しております。

次に、福祉分野では、介護施設等地域密着型サービス拠点整備やしらか保育園の民設化に向けた準備を進めるとともに、市内全保育施設の保育の質を担保するため、みなみ保育園内に保育センターを開設する経費を計上するなどしております。

次に、まちづくりの分野では、引き続き交通等にぎわいの中核である和光市駅周辺の整備と国道254号バイパスの整備に合わせた新たな産業拠点を創出する和光北インター東部地区のまちづくりを推進するとともに、この2つの地域をつなぐ自動運転サービスの社会実装を核とした和光版マーズ事業について、地域公共交通会議と連携し推進してまいります。

次に、教育分野では、GIGAスクール構想により整備した1人1台のタブレット端末等を利用し、コンピューター教育を推進するほか、わこうっこクラブについて指定管理者制度を導入し、学童クラブとの一体的運営を行うことで、より良好な放課後の居場所づくりの充実を図ってまいります。

また、和光市健全な財政運営に関する条例に基づき、中期財政計画についても予算に関する説明と併せて提出をしております。

それでは、令和3年度埼玉県和光市予算及び予算説明書を御用意願います。

1ページをお開きください。

地方自治法第215条の規定により予算の内容について説明いたします。

まず、第1条では、令和3年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ282億2,700万円と定め、対前年度比較では3億6,000万円、率にして1.3%の増加となっております。

第2条の債務負担行為については、その事項、期間及び限度額を定めております。

第3条の地方債については、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について

定めております。

第4条、一時借入金については、広沢複合施設整備等に伴う一時的な資金不足に備えるため、限度額を20億円と定めております。

第5条、歳出予算の流用については、人件費に係る同一款内での各項間の流用について定めております。

続きまして、2ページ、3ページをお開きください。

初めに、主な歳入予算について説明をいたします。

款1市税については、前年度から4億669万6,000円減少の147億2,505万4,000円を計上しております。

内訳を申し上げますと、個人市民税は、納税義務者数の減少1人当たりの所得割額の減少などにより、前年度から5億4,685万円減少、法人市民税は、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税割額の減少などにより前年度から9,244万円の減少を見込んでおります。

固定資産税については、家屋の新増築、特に商業施設等の新築により家屋への課税が増加したことなどにより、前年度から1,817万4,000円の増加を見込んでおります。

軽自動車税については、種別割の増加などにより前年度から401万円の増加を見込んでおります。

市たばこ税については、売渡し本数の減少などにより前年度から500万円の減少を見込んでおります。

都市計画税については、税率の改定や家屋の新増築などにより前年度から2億1,541万円の増加を見込んでおります。

款2地方譲与税から款13交通安全対策特別交付金までの依存財源については、国の地方財政対策などを参考にするとともに、交付実績を踏まえた金額を計上しております。

なお、款11地方特例交付金については、地方税法附則第63条及び附則第64条の規定により課税標準の特例により生じる固定資産税及び都市計画税の減収を補填するため、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を新設しております。

款14分担金及び負担金については、保育園入所児童保護者負担金や学童クラブ保護者負担金の減少などにより前年度から1億2,391万6,000円の減少となっております。

款16国庫支出金及び款17県支出金については、子どものための教育・保育給付交付金や学校施設環境改善交付金市民プール分などを計上し、国庫支出金と県支出金を合わせまして前年度から6億676万3,000円の増加となっております。

款20繰入金については、財政調整基金繰入金の増額などにより前年度から9億1,132万8,000円増加の17億3,087万4,000円を計上しております。

款23市債については、広沢複合施設整備事業、庁舎照明器具改修事業及びしらこ保育園外壁改修事業などの計13事業の財源として11億7,070万円を計上しております。

歳入については以上でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

主な歳出予算について説明いたします。

款1 議会費については、議会運営に係る経費など2億1,839万2,000円を計上しております。

款2 総務費については、庁舎維持管理などの総務管理費や自治振興費など45億8,417万7,000円を計上しております。

款3 民生費については、社会福祉費や児童福祉費など136億7,359万8,000円を計上しております。

款4 衛生費については、保健衛生費や清掃費など18億8,365万6,000円を計上しております。

款5 労働費については、勤労福祉センター及び勤労青少年ホームの管理運営に係る経費など6,179万2,000円を計上しております。

款6 農林水産業費については、農業委員会や農業振興に係る経費など4,850万6,000円を計上しております。

款7 商工費については、商工業振興や消費生活センターに係る経費など7,453万5,000円を計上しております。

款8 土木費については、道路橋梁や都市計画に係る経費など21億1,485万2,000円を計上しております。

款9 消防費については、朝霞地区一部事務組合負担金や防災施設の整備費など9億7,799万1,000円を計上しております。

款10 教育費については、小学校及び中学校の管理運営や学校給食に係る経費など25億377万8,000円を計上しております。

款11 公債費については、市債償還金として19億8,907万5,000円を計上しております。

款12 諸支出金については、財政調整基金及び特定目的基金への積立金として5,664万8,000円を計上しております。

款13 予備費については、台風等の災害対応や新型コロナウイルス感染症対策など、緊急的な財政需要に速やかに対応するため、前年度から1,500万円増加の4,000万円を計上しております。

以上が令和3年度一般会計歳入歳出予算の主な内容でございます。

次に、議案第18号、令和3年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

385ページをお開きください。

国民健康保険については、令和3年度予算において歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億3,187万3,000円と定め、対前年度比較では1.5%の増となっております。

386、387ページをお開きください。

主な歳入につきましては、国民健康保険税として14億1,118万6,000円を、県支出金として41億6,572万3,000円を計上しております。また、一般会計からの繰入金については3億7,376万6,000円を計上し、そのうち法定繰入金を除いたその他繰入金については1億円を計上してお

ります。

なお、基金繰入金については、3億748万円を計上しております。

主な歳出につきましては、被保険者の診療等に係る保険給付費として41億3,360万5,000円を、また国民健康保険事業費納付金として20億2,180万9,000円を、保健事業費として1億1,082万1,000円を計上しております。

国民健康保険については、安定的な財政運営を目指すため、和光市国民健康保険事業計画に基づき、引き続き積極的な保健事業を展開し、被保険者の健康の保持・増進とともに医療費の適正化についても取り組んでまいります。

次に、議案第19号、令和3年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

437ページをお開きください。

令和3年度の埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が推計した市負担金算定、保険料算定に用いる諸係数及び本市における75歳以上の被保険者数推計に基づく予算を編成し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,444万5,000円と定め、対前年度比較では1.7%の増となっております。

438、439ページをお開きください。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料6億8,330万9,000円、保険基盤安定繰入金9,948万4,000円のほか、保険料還付金等を計上しております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金として後期高齢者医療保険料負担金を7億8,319万4,000円のほか、保険料の還付金等を計上しております。

なお、後期高齢者医療保険料率は令和2年度と変更はありませんが、令和3年度の保険料軽減特例の見直しを反映した予算となっております。

次に、議案第20号、令和3年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算について説明いたします。

457ページをお開きください。

令和3年度から始まる第8期和光市介護保険事業計画は、団塊の世代全てが75歳以上になる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据え、制度の持続可能制を確保するとともに、社会福祉法等の一部改正により地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。これまで積極的に取り組んできた地域包括ケアシステムを拡大し、地域互助力の強化推進による地域共生社会の実現を基本目標に掲げ予算編成を行い、歳入歳出それぞれ40億1,978万円となっております。

458、459ページをお開きください。

主な歳入につきましては、款1介護保険料では、第7期計画の基準月額4,598円から第8期計画では5,455円の保険料を設定し、被保険者数の増加率を反映し10億8,618万1,000円を計上しております。

歳出の見込みに連動する法定負担の款2国庫支出金、款3支払基金交付金、款4県支出金は

23億830万4,000円を計上しております。

款6繰入金では、保険給付費及び事務費等に充当するため、一般会計及び介護給付費準備基金から繰入金6億2,502万4,000円を計上しております。

主な歳出につきましては、款2保険給付費では、居宅介護サービス費、地域密着型サービス費、施設介護サービス費などとして35億2,077万3,000円となっております。

款4市町村特別給付費では、和光市独自の取組として紙おむつ、地域送迎、配食などのサービスを実施し6,648万9,000円となっております。

款5地域支援事業費では、介護予防、日常生活支援、総合事業費及び包括的支援事業、任意事業費として3億5,718万2,000円となっております。

次に、議案第21号、令和3年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算について説明いたします。

519ページをお開きください。

令和3年度予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,336万2,000円、対前年度比較では6,230万1,000円、6.3%の減額となるものであります。

520、521ページをお開きください。

主な歳入については、保留地処分金が8,412万円、国庫補助金が8,950万円、一般会計繰入金が3億7,519万円、区画整理事業債が3億3,980万円となっております。

主な歳出については、職員人件費となる区画整理総務費として8,477万1,000円、建物移転等補償業務、污水管新設工事業務及び工事实施設計業務などの委託料8,496万5,000円、区画道路築造工事などの工事請負費1億3,676万4,000円、建物移転に伴う移転補償費などの補償・補填及び賠償金4億7,484万8,000円などで、区画整理事業費として8億4,809万1,000円を計上しております。

次に、議案第22号、令和3年度埼玉県和光市水道事業会計予算について、1ページをお開きください。

予算第2条、水道事業運営の基本目標である業務予定量については、給水戸数を4万2,426戸と見込み、年間総給水量を937万1,000m³、年間総有収水量を907万1,000m³、主要な建設改良事業として南浄水場自家用発電機更新事業（2か年継続事業）10号取水井戸更新事業（3か年継続事業）です。

次に、予算第3条の収益的収入については、事業収益は15億2,884万3,000円を計上し、前年度比較で445万8,000円の減額となっており、主なものは、水道料金収入で収入総額の74.1%を占めております。

支出については、事業費13億7,037万4,000円を計上し、前年度比較で128万2,000円の減額となっており、主なものは、県水受水費が支出総額の33.5%を占めております。

予算第4条の資本的収入については2,304万1,000円を計上し、前年度比較で438万9,000円の増額となっており、この内訳は消火栓設置に係る一般会計負担金と10号取水井戸移転に係る補

償金となっています。

支出については8億2,749万1,000円を計上し、前年度比較で1億9,358万2,000円の増額となっており、主なものは、建設改良費の給配水管布設費、浄水場施設改良費、企業債償還金でございます。

次に、議案第23号、令和3年度埼玉県和光市下水道事業会計予算について、1ページをお開きください。

予算第2条の業務の予定量については、水洗化世帯数4万1,427世帯、年間処理水量884万6,000 m^3 、一日平均処理水量2万4,236 m^3 を見込み、主要な建設改良事業としては、谷中川第4号雨水幹線整備工事（2か年継続事業）を計上しております。

予算第3条の収益的収入については11億9,150万2,000円を計上し、前年度比較で402万6,000円の増額となっており、主なものは、下水道使用料でございます。

支出については10億7,882万8,000円を計上し、前年度比較で3,678万4,000円の増額となっており、主なものは、荒川右岸流域下水道事業維持管理負担金を含む会費負担金、固定資産減価償却費、企業債利子償還金でございます。

予算第4条の資本的収入については4億5,116万2,000円を計上し、前年度比較で3億8,382万4,000円の減額となっており、主なものは、建設改良費等企業債でございます。

支出については8億5,386万7,000円を計上し、前年度比較で3億8,557万6,000円の減額となっており、主なものは、雨水及び汚水整備に係る委託料工事請負費及び建設改良費等企業債償還金でございます。

○齊藤克己委員長 以上で提出議案の説明は終了いたしました。

休憩します。（午前10時06分 休憩）

再開します。（午前10時07分 再開）

議案の先議についてであります。

初めに、さきの12月定例会において、継続審査となり閉会中の総務環境常任委員会に付託された議案第88号と文教厚生常任委員会に付託された議案第106号についてを議題とし、審査結果について、それぞれ委員長より報告していただきたいと思っております。

なお、質疑、討論は通告を取らず、第1日に採決したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、継続審査となった議案については、異議がないので、そのようにいたします。

次に、昨年9月に設置された元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会について、委員長より中間報告をしていただきたいと思っております。

なお、質疑は通告を取らず、第1日に行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのようにいたします。

次に、3月定例会の議案等についてであります。

報告第1号は、議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。質疑は通告を取らず、第4日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第1号から議案第3号は、人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、第4日に採決したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第4号は、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、第4日に採決したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、熊谷副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

○熊谷二郎副委員長 それでは、朗読します。

令和3年和光市議会3月定例会委員会付託議案について、総務環境常任委員会に付託される議案は、議案第12号、市道路線の認定について。

議案第13号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第9号）、歳入歳出の総務費、衛生費のうち清掃費、労働費、土木費、諸支出金、各款の給与費、繰越明許費、地方債の補正。

議案第16号、令和2年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第17号、令和3年度埼玉県和光市一般会計予算歳入歳出の議会費、総務費、衛生費のうち、清掃費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、公債費、諸支出金、予備費、各款の給与費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用。

議案第21号、令和3年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計予算。

議案第22号、令和3年度埼玉県和光市水道事業会計予算。

議案第23号、令和3年度埼玉県和光市下水道事業会計予算。

続いて、文教厚生常任委員会に付託される議案は、議案第5号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて。

議案第6号、和光市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を定めることについて。

議案第7号、和光市保育園設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて。

議案第8号、和光市保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて。

議案第9号、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて。

議案第10号、和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて。

て。

議案第11号、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて。

議案第13号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第9号）歳入歳出の民生費、衛生費のうち保健衛生費、教育費の補正。

議案第14号、令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

議案第15号、令和2年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

議案第17号、令和3年度埼玉県和光市一般会計予算歳入歳出の民生費、衛生費のうち、保健衛生費、教育費。

議案第18号、令和3年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計予算。

議案第19号、令和3年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第20号、令和3年度埼玉県和光市介護保険特別会計予算。

○齊藤克己委員長 このように付託したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、今回請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてであります。

議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情1件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、郵送で提出された陳情はありませんでしたので報告いたします。

それでは、熊谷副委員長、陳情の付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 陳情付託表朗読〕

では、このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議ないというお声がありました。

それでは、今回受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定いたしました。

次に、一般質問についてであります。通告者は17名です。質問時間は、申合せにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は28日間とし、今回は令和3年度当初予算の審査等がありますので、総務環境常任委員会と文教厚生常任委員会を同時に進行することとし、常任委員会を4日

としたいと思います。

また、一般質問は、4日間とし、1日目は5人、2日目以降は1日4人としたいと思います。

なお、2月24日水曜日から26日金曜日、3月10日水曜日、3月16日火曜日を調査休会とし、15日月曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、施政方針に対する代表質問について、1月15日に開催した議会運営委員会で決定したとおり、質問回数は2回、質問時間は45分以内とします。

なお、質問の順位及び代表質問者は、順位1番、緑風会、齊藤誠議員、2番、新しい風・希望、待鳥美光議員、3番、公明党、伊藤妙子議員、4番、まちづくり市民の会、金井伸夫議員、5番、日本共産党、鳥飼雅司議員、以上であります。

なお、一人会派の方は一般質問の中で御質問してください。御了承願います。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は2月25日木曜日の11時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、委員から提出されました意見書案の取扱いについてであります。

日本共産党、まちづくり市民の会、やさしい未来の会から、1件意見書が提出されております。この意見書案の調整のため、3月1日月曜日の本会議、総括質疑終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定いたしました。

また、調整が整った場合は、3月11日木曜日の本会議の終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、当初予算の参考資料として、当初予算見積書のデータを議員各位宛てにメールで送っておりますので、適宜御利用ください。なお、この参考資料は公表いたしません。記載された金額等の具体的な内容が公表されないことがないよう、また、この前もお話しさせていただいておりますが、取扱いや審査時の発言等では御留意くださるようお願いいたします。また、当初予算の審議が終了次第、議員各位で速やかにデータを削除いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、今期定例会のポスターについてであります。事務局が作成したポスターについては、前のホワイトボードに掲示してあります。この内容で進めて、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、ポスターについては、議員で分担し市内掲示板に掲示しております。議会終了後は、掲示板から速やかに回収して下さるよう改めて御留意をお願いいたします。

ここで議長から発言を求められております。

吉田議長、お願いいたします。

○吉田武司議長 本年、東日本大震災から丸10年が経過します。政府主催の追悼式が行われる3月11日木曜日、一般質問第3日目、午後1時の会議再開時に、全ての被災者に対し、1分間の黙禱をささげることを了承ください。

○齊藤克己委員長 議長から発言ありました東日本の黙禱の件ですけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上でございます。

次に、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会について協議していきたいと思っております。

今回の議会報告会における意見交換会のテーマについて、各会派から提出のあった案をお手元に配付させていただいております。この案を踏まえて各会派の御意見をお願いしたいと思います。

また、前回お話しさせていただいて、前回のテーマがバリアフリーのまちづくりということで、それを踏まえて、もし新しいものがあれば提出していただきたいということでもあります。

それでは、各会派から御意見を頂戴したほうがよろしいですね。

まず、緑風会お願いいたします。

○安保友博委員 緑風会としましては、今回テーマ案として、元職員の不祥事についてを上げさせていただきました。まだ市民の中に、今回の事件の全容ですとか、こちらに対しての問題意識というものが広く浸透していないということを感じております。ぜひ、それは市民の皆さんと一緒に今後についても考えていきたいというところで、テーマ案として上げさせていただいております。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。続いて新しい風・希望、お願いいたします。

○猪原陽輔委員 我々の会派では、テーマ案といたしまして、新型コロナウイルスについて提案させていただきます。理由といたしましては、国・県・和光市において、今も今後も新型コロナウイルスの対策というのが重要施策であることは、もう明白でございます。また今後、ワクチンの接種も控えていることから市民の関心が高いテーマということで、新型コロナウイルスについてを提案させていただきたいと思っております。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。続いて、まちづくり市民の会お願いいたします。

○赤松祐造委員 やはり市民の日常の生活の中で一番不便だとか、いろいろ感じていることな

ので、またこれから高齢化に向かうということで、安全で安心暮らしやすい和光のまちづくりに対する市民の御意見は、この機会にぜひやっていただきたいということで提案いたしました。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。続いて歩みの会、お願いいたします。

○小嶋智子委員外議員 市民の皆さんの関心も高いテーマであると同時に、これからのまちづくりにとってはやはり大切なテーマかなと思いました。前回このテーマで決めたとき、すごくよかったなと思いましたので、ぜひ今回できたらと思いました。

○齊藤克己委員長 続いて、和光市民の会、お願いいたします。

○萩原圭一委員外議員 昨年決まっていたバリアフリーのまちづくりについてというテーマで提案させていただきました。やはり様々な方にとって、住みやすいまちづくりをするということは重要なことだと思いますので、こちらがよろしいかと思います。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

それでは、御意見、新たに提出していただいたテーマ等もありますけれども、意見交換会のテーマとして一つにまとめていきたいと思います。何か御意見等はございますでしょうか。

赤松委員。

○赤松祐造委員 緑風会が元職員の不祥事を掲げています。これも非常に関心は高いのですが、私は特別委員会が終わって、その頃に、特別委員会の最後の日でもいいから、特別な日を設けて、傍聴者を募ってこのテーマでやられたほうが特化するの、市民に分かりやすくていいかなと思います。ぜひ、これを議会報告会ではなくて、特別委員会主催でやられたほうが、より効果的だと思います。

○齊藤克己委員長 分かりました。ほかに御意見等はございますでしょうか。

安保委員、お願いいたします。

○安保友博委員 今いただいた意見に対しての会派の思いというか、意見ですけれども、今、特別委員会も中間報告を出す段階に来て、これから最終的な着地点というか、終了を目指していく中で、4月のタイミングで市民の肌感覚とか意見、そういうものをしっかりと議会としても吸い上げた上で、最終的に特別委員会を着地させていきたいと考えております。タイミングとして、4月の議会報告会にやることで、時期としてもふさわしいと考えて今回は提案させていただきます。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。一本化したいと思っているのですが、内容的にまとめていきたいと思います。御意見等ございますでしょうか。

猪原委員、お願いいたします。

○猪原陽輔委員 3会派からバリアフリーのまちづくりが出ているということで、こちらでよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

ただいま御意見いただきました。3会派から改めてバリアフリーのまちづくりについて出て

います。意見交換会のテーマを一つにまとめなければいけないので、皆さん、御意見等それぞれ主張される部分はあるのですが、まとめていきたいと思います。御意見ございますか。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 共産党としては、前回の報告会が流れてしまったので、ジェンダー平等関係をテーマに考えていたのですが、今回のバリアフリーのまちづくりは大きくくくると男女共同参画とも関連してくる内容でもあると思います。このバリアフリーは、3会派が提唱していますので、これでよろしいかなと思います。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

最後に、安保委員、今の議論の推移を踏まえて、ご意見がございましたら、お願いいたします。

安保委員。

○安保友博委員 皆さんが、バリアフリーのまちづくりについて、意見交換会をしたいという御意見が多数なようですので、今回におきましては、緑風会としましても、それに合わせていく形にしたいと思います。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

赤松委員。

○赤松祐造委員 念押しですが、やっぱり元職員の不祥事は市政に関心の高い人や、全然知らない人、また、こういうことは聞きたくない人もいると思うのです。けれども、せっかくここまで市議会として、こんなに行政と対峙してやったということは、いまだかつてないことです。これは特別委員会の最終日か何か、もっと広く市民に傍聴を呼びかけて、特別委員長主催のような形でぜひやっていただきたいと思います。ここで一気にやっておかないと、また二度も三度も和光市でこんな歴史的な事件を起こすということは、本当に不名誉なことなので、ぜひお願いしたいと思います。

○齊藤克己委員長 これについては赤松委員の御意見を皆さんにこの場で聞いていただきました。御意見については留意したということでもいいと思います。

それでは、意見交換会のテーマについては、バリアフリーのまちづくりについてということにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

今後の日程等を確認させていただきます。

3月1日、月曜日、本会議終了後、意見書案の調整等。

3月11日、木曜日、本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認等。

3月18日、木曜日、本会議終了後、議会だより事前打合せの1回目となります。

以上、3回となります。御出席をよろしくお願いいたします。

ここで議長から発言をお願いいたします。

○吉田武司議長 その他の日程として、議員会役員会を3月17日、水曜日、本会議終了後開催したいと思います。役員の皆さんは出席をお願いいたします。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項は全て終了いたしました。

本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 克 己